

事務連絡
令和2年5月29日

指定放課後等デイサービス事業所 管理者様

久留米市健康福祉部障害者福祉課
障害者福祉課長

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う
放課後等デイサービス事業所の対応について

日頃より障害者福祉行政にご理解、ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、全ての都道府県において緊急事態措置の指定が解除されたことを踏まえ、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」（令和2年5月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症に関連した放課後等デイサービス事業所の取扱いについて通知されたところです。

つきましては、久留米市が支給決定している利用者については、下記の通りといたしますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

○報酬単価について

複数の学校に通う児童を受け入れており、学校が休業中の児童や分散登校となっている児童と、通常通り学校に登校する児童が混在する場合も、全部を休業しているものとして、学校休業日単価を適用します。

学校休業日単価の取扱いの適用の終了については、放課後等デイサービスの運営に直接影響があることから、地域の全ての学校が通常通りの登校となってから一定程度（1～2週間）の期間をおいた上で終了することとします。

よって、久留米市の場合は、令和2年6月21日までの放課後等デイサービスの報酬単価については、学校休業日単価を適用します。

また、令和2年6月22日以降の在宅支援にかかる報酬の算定については、従来どおり利用者負担が発生いたしますので予め利用者への周知をお願いします。

【連絡先】

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市 健康福祉部 障害者福祉課

TEL : 0942-30-9035 FAX : 0942-30-9752

Email : fukushi@city.kurume.fukuoka.jp

《●事業所運営に関すること》

松瀬・重永・師岡・中島

《●個々の利用者に対する支援に関すること》

原口・山崎・池末・松崎・箆島・持丸